

大宜味村夏まつり出店規約

大宜味村夏まつり実行委員会

- 1、 出店資格は村内に住所を有し、村内を拠点として活動している団体及び事業所とする。
- 2、 出店料は2万円とする。(テント代込み) 出店料をテナント会議の際に納めること。
※1テナント(3.6m×7.2m)に給水設備及び電源を設置しています。
- 3、 商品の価格、品目は明確に表示すること。(※ビン類の販売やアルミホイルの使用は不可。)
- 4、 営業許可証をテナントの見える箇所に表示すること。
- 5、 まつり出店時間中、責任者は常駐すること。
- 6、 名義貸しは禁止します。
- 7、 火気類を扱うテナント出店者は消防の指示に従い、設置等(消火器、ガスなど)を行うこと。
- 8、 営業最終時間は原則として午後9時15分までとします。
- 9、 事故やトラブルが発生した場合には商工会担当者までご連絡下さい。
- 10、 未成年者へのアルコール類の販売は絶対にしないこと。また、児童・生徒に販売もさせてはならない。
- 11、 商品の搬入については、舞台プログラム開始1時間前までには完了しておくこと。
- 12、 当日の漁港駐車場へのテナント出店者車両の駐車については、駐車許可証の交付を受けている車両のみとし、それ以外の車両は結の浜臨時駐車場へ駐車すること。(駐車許可は各テナント原則1台程度とし、車両の見える位置へ許可証を掲示すること。)
- 13、 商品の管理については各テナントで責任をもつこと。
- 14、 極力節電、節水に努めることとし、生ゴミ等の垂れ流しはしないこと。(排水溝のつまり、悪臭の原因となるため。)
- 15、 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、ゴミについては営業終了後に収集分別し、テナントの前に集めて下さい。(5分別・もえるゴミ・ビン・缶・ペットボトル・その他燃えないゴミ) 尚、燃えないゴミに分類される容器については水洗い処理して下さい。
- 16、 各テナントよりゴミ分別責任者を1人選出し、分別終了後商工会担当者よりゴミの分別チェックを受け、所定の場所に持っていくこと。
- 17、 各自のテナント以外での商品の販売は禁止します。
- 18、 その他、出店に関することについては、実行委員会の指示に従うこと。
- 19、 前項の条件に違反していると認められたときは、出店をただちに取消すものとする。尚、出店料については返還しない。
- 20、 食券の換金は翌々日から2週間以内に事務局(企画観光課内)で換金すること。それ以降については認めません。
- 21、 各テナントにて対応可能な範囲で、感染症対策の取組をお願いします。

注意事項 ・食品を扱う場合には保健所の簡易営業許可証が必要です。許可証のない方は早めに保健所に申請手続きを済ませて下さい。許可証のない方の出店は一切認めません。
・泡盛はやんばる酒造の酒だけにすること。
・正当な理由がなく、テナント会議に出席のない場合は出店申し込みを取り消す場合があります。

テナント会議日時:令和5年11月1日(水)18時から 場所:大宜味村役場会議室①(2階)